

第2次いちき串木野市地域福祉計画・地域福祉 活動計画策定業務委託プロポーザル実施要項

この実施要項は、第2次いちき串木野市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務委託（以下「本業務」という。）の受託候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めたものです。

提案をしようとする者（以下「提案者」という。）は、以下の事項を熟知した上で、提案を行ってください。

1. 提案に付する事項

- 1) 業務の名称 : 第2次いちき串木野市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務委託
- 2) 業務の概要 : 別添「第2次いちき串木野市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務仕様書」のとおり
- 3) 履行期間 : 契約日から令和10年3月15日まで
- 4) 業務委託上限額 : 9,900,000円（消費税及び地方消費税含む）
令和8年度上限額 : 3,960,000円（消費税及び地方消費税含む）
令和9年度上限額 : 5,940,000円（消費税及び地方消費税含む）
※各年度経費が分かるよう見積りに記載すること。

2. 委託の仕様書

- 1) 仕様書 : 別添「第2次いちき串木野市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

3. 提案に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通133-1

いちき串木野市福祉課社会福祉係

（電話）0996-33-5619（担当：あめ形）（Fax）0996-32-3124

（E-mail）fukushil@city.ichikikushikino.lg.jp

4. 提案者に必要な資格

次の1)～5)のすべてを満たすこと。

- 1) 過去5年以内に、地域福祉計画もしくは福祉（高齢者・障がい者・介護・児童等）に関する計画策定の業務実績があること。
- 2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- 3) 会社更生法に基づく更生手続の決定を受けている者若しくは更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づく更生手続の決定を受けている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- 4) 国及び地方公共団体から、指名停止を受けている期間中でないこと。
- 5) 国税及び地方税に未納がないこと。

5. 提案手続

1) 手続の流れ

- ア 実施要項、提案書作成要項及び仕様書の公表・提案参加の公示（本市）
- イ 参加申込書兼誓約書の提出（提案者）
- ウ 参加資格確認結果通知書送付（本市）
- エ 提案書の提出（提案者）
- オ 審査及び契約相手方の決定（本市）
- カ 結果通知（本市）
- キ 契約締結手続（本市、契約相手方）

2) プロポーザル実施手順

内容	期間等
実施要項の公表	令和8年7月24日（金）
参加申込書兼誓約書の提出期間	令和8年7月24日（金）から 令和8年8月14日（金）午後4時30分必着
質問受付期間	令和8年8月14日（金）まで ※質問に対する回答は市ホームページに 随時掲載します。
提案書等の提出期間	令和8年7月24日（金）から 令和8年8月21日（金）午後4時30分必着
選定委員会 （書類及びヒアリング審査）	令和8年8月28日（金）
選定結果通知	令和8年9月4日（金）までに

ア 提案書作成要項及び仕様書等の公示

（ア）期 間： 令和8年7月24日（金）

（イ）場 所： いちき串木野市 ホームページに掲載（本実施要項に添付）

イ 参加申込書兼誓約書の提出

（ア）期 限： 令和8年8月14日（金）午後4時30分必着で様式1「提案参加申込書兼誓約書」を郵送等により提出してください。※簡易書留等配達記録の残る方法によること

（イ）場 所 〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通133-1

いちき串木野市福祉課社会福祉係

（ウ）提出物

- a 提案参加申込書兼誓約書
- b 会社概要（パンフレット等）
- c 納税証明書
- d 定款及び直近2か年の法人の損益計算書の写し

ウ 参加資格確認結果通知書

参加申込に対する参加資格確認結果通知書を電子メール又はFaxにて送付します。（令和8年8月17日(月) 午後4時30分までにお知らせいたします）。

※ 参加資格の確認を受けない限り、本プロポーザルには参加できません。

なお、必要書類を提出したにもかかわらず、上記期日までに連絡がない場合は、令和8年8月19日(水) 午後4時30分までに、本市あて電話にてご連絡ください。

エ 提案書の提出

(ア) 期 限： 令和8年8月21日(金) 午後4時30分までに提案書を郵送等により提出してください。※ 簡易書留等配達記録の残る方法によること

(イ) 場 所： 〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通133-1
いちき串木野市福祉課社会福祉係

(ウ) 部 数： 提案書 正本1部 副本10部 データ (PDF) 1部

(エ) 内 容： 別添「第2次いちき串木野市_地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務委託提案書作成要項」のとおり

オ 審査及び契約相手方の決定

提案者の提案内容を選定方法に基づき評価を行い、評点の最も高い者を契約候補者として選定します。

カ 結果通知

9月4日までに担当者に電子メール又はFAXで連絡します。

キ 契約締結手続

契約の相手方と本市との間で業務委託について、選定結果通知の日から5日以内に契約手続を行います。

6. 提案に関する問い合わせ

1) 問い合わせ先（様式3により、電子メールのみ受け付けます。）

電子メール：fukushil@city.ichikikushikino.lg.jp

2) 受付期間

令和8年7月24日(金) 公募開始後

令和8年8月14日(金) 午後4時30分まで

3) 回答日

質問に対する回答は市ホームページ上で開庁時間内に随時掲載いたします。

7. 提案参加の辞退

参加申込後であっても提案を辞退することができます。

その場合は、令和8年8月21日(金) 午後4時30分までに、様式2「提案参加辞退届」を提出してください。※ 簡易書留等配達記録の残る方法によること

8. 選定方法

1) 評価の方法

本市に設置する選定委員会において、提案書・プレゼンテーション及び見積書を総合的に判断いたします。

2) 評価基準

別表に基づき評価します。なお、最高得点者であっても、総配点（100 点）の 60%以上を得ていない場合は、契約候補者として選定しないものとします。

3) プレゼンテーションについて

提案者は、選定委員会においてプレゼンテーションを実施します。

①日 時：令和 8 年 8 月 2 8 日（金）予定

※時間・場所等の詳細は、提案者に別途連絡します。

②発表時間：30 分程度（プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度）

③内 容：提案者からのプレゼンテーション及びヒアリング。

※パワーポイント等を使用する場合は、パソコンを持参してください。

※スクリーン、プロジェクター（HDMI 接続）は貸与します。

9. 契約の方法等

1) 提案内容の変更

委託契約に当たっては、審査された提案内容を直ちに契約内容とするものではありません。最高得点提案者と提案内容に沿って契約内容について協議・調整を行い、双方が合意に至った場合に締結します。その際、協議のうえ、企画提案の一部を変更する場合があります。

2) 仕様書の変更

別紙「仕様書」は、本業務において必要とされる想定項目を示したものです。したがって、最高得点提案者の企画内容によっては、締結する契約書に添付する仕様書には、当該企画書等の内容の範囲内において、委託業務の内容が追加される場合があります。

3) 契約候補者の変更

契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わないときは、その選定を取り消し、次順位者を契約候補者として選定のうえ、9(1)及び(2)の規定を準用して契約を締結するものとします。

10. 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- 1) 提案書が提出期限内に提出されなかった場合。
- 2) 提案書の内容に虚偽の記載がある場合。
- 3) 提案書の提出後に参加者の資格要件に定める条件を満たさなくなった場合。
- 4) 提出された見積書の金額が、本実施要項 1. 4)に示す額を上回っている場合。
- 5) その他、本実施要項に定める手続、方法等を遵守しない場合。

11. 参加にあたっての確認事項

以下の点を確認し、了承頂いた上で提案に参加してください。

- 1) 本提案書作成に係る費用については、すべて提案者の負担とします。
- 2) 不確定要素が多々ある中であっても、提案者の経験やノウハウを最大限活用し、具体的で実効性のある提案書を提出してください。
- 3) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任をもって必ず履行できる内容としてください。
- 4) 審査経過に関する質問等は一切回答いたしません。
- 5) 提案頂いた提案書等一切の書類は返却しません。なお、提出された書類を提案者に無断で本件の目的以外に使用することはありません。
- 6) 本資料を他の目的のために使用することは禁止します。

別表：評価基準

評価項目	審査項目		配点
基本的事項	実施工程	適切な業務工程と役割分担が明確に提案され、詳細スケジュールが適切に示され、かつ実施可能な計画となっているか	10点
	実施体制	管理責任者及び担当技術者が明確に示され、本市の要請や協議に柔軟に対応できる実施体制となっているか	10点
業務遂行能力	類似業務実績	過去5年以内に、地域福祉計画もしくは福祉（高齢者・障がい者・介護・児童等）に関する計画策定の業務実績があるか	10点
	個人情報保護	情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格である JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）もしくは JISQ15001（プライバシーマーク制度）に審査登録がなされているか	5点
提案内容	策定方針	○国・県・他市の動向及び本市の現状・課題を踏まえた提案であるか。 ○基礎データ分析、住民アンケート、団体調査、庁内調査の手法が具体的・妥当であるか。 ○重層的支援体制、成年後見、再犯防止を含む重点施策案・数値目標・評価指標が具体的か。 ○住民アンケート・団体調査・ワークショップ等の具体的実施方法、市民参加の仕組みを示しているか ○現計画の評価方法、委員会運営支援、パブリックコメント支援、法制度動向への対応が妥当か	45点
	独自提案	仕様書にない独創的で具体的・効果的かつ実現可能な提案等が示されているか	10点
業務経費	価格点	10点×提案者のうち最も低い見積価格/提案者の見積価格 ※小数点以下切り捨て	10点